（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百五十一条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の三第六項、第二十五条の三の二第五項及び第二十五条の三の三第五項の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五まで」とあるのは「、第六十八条の十五」と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第百五十二条　新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第百五十三条　新震災特例法第二十七条及び第二十八条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける新震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百五十四条　新震災特例法第三十八条の二第一項の規定は、同条第二項第一号ニ⑵に該当する者が平成二十六年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号ニ⑵に該当する者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　新震災特例法第三十八条の二第九項の規定は、同条第一項に規定する被災受贈者が施行日以後に贈与により取得をする同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十五条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第三十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項の表租税特別措置法の項中

第四十条第二十項	所得税の及び復興特別所得税
第四十条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
第四十条の三の三第十六項	所得税の額（所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額をいう。）及び当該所得税の額に係る延滞税
第四十条の三の四第一項	所得税の額（所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額をいう。）及び当該所得税の額に係る延滞税及び復興特別所得税の

と、同条第二項中「外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」とあるのは「外国法人の区分」と、「国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」とあるのは「国内源泉所得」と、「掲げる所得と」とあるのは「掲げる所得（所得税法第百六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）と」と、「同法の」とあるのは「法人税法の」とする。

2　新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

3　新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百五十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百五十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十三項」に改める。

所得税の額以外の所得税	第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項
所得税	第四十条第二十項
所得税の	所得税の額（所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額をいう。）及び当該所得税の額に係る延滞税及び復興特別所得税の
所得税	所得税の額（所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額をいう。）及び当該所得税の額に係る延滞税及び復興特別所得税

とあるのは「